

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年度の財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年3月30日

廿日市市監査委員 河野 行信

廿日市市監査委員 枇杷木 正伸

# 財政援助団体等監査報告書

## 第1 監査の対象

所管部局：教育部生涯学習課

対象団体：公益財団法人廿日市市芸術文化振興事業団（以下「事業団」という。）

## 第2 監査の範囲

令和7年度における廿日市市の財政援助に係るもの、出資に係るもの及び公の施設（はつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリー）の管理に係るものの出納その他の事務の執行（ただし、必要に応じて令和6年度の事務も対象とした。）

## 第3 監査の期間

令和8年1月6日から令和8年3月17日まで

## 第4 監査の目的・方法

補助金等の交付目的、額の算定、交付方法、手続等が適正かどうか、出資目的、出資額、出資手続等が適正かどうか、公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか、施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、提出された関係資料を抽出により検査・照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 第5 団体の概要

### 1 事業の内容

#### (1) 事業の概要

事業団は、市民の文化活動の普及振興を図るため、各種の文化事業を自主的に展開し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の創造、市の文化の普及、発展に寄与することを目的とし、平成6年に廿日市市が全額出資して広島県教育委員会の許可を得て財団法人として設立された団体である。その後の法改正に伴い、広島県の認定を受けて公益財団法人に移行している。

令和7年度の事業団の主な事業内容は次のとおりである。

#### ア 文化活動の推進

- (ア) 鑑賞事業
- (イ) 市民参加・創造事業
- (ウ) 地域顕彰事業
- (エ) 利用促進事業
- (オ) マスメディア等共催事業
- (カ) 連携・共催事業
- (キ) はつかいち音楽祭

- イ 施設の管理運営
  - (ア) 文化施設の管理運営

(2) 組織（令和7年10月1日現在）

（役員）理事長	1名
副理事長	1名
常務理事兼事務局長	1名
理事	3名
監事	1名
（事務局）	11名

2 本市との関係

(1) 補助金の交付

市は、事業団補助金交付要綱に基づき、事業団が行う事業に対し、令和7年度は、次のとおり補助金を交付した。

公益財団法人廿日市市芸術文化振興事業団補助金 35,587,000円

(2) 基本財産の出資

市は、事業団が設立された際、次のとおり出資している。

廿日市市芸術文化振興事業団出資金 50,000,000円

(3) 指定管理者の指定

市は、事業団に対し指定管理者の指定を行い、はつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリーの管理に関する基本協定書に基づく指定管理業務を行わせている。

指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理料 707,343,000円を上限として支払う。

（年度ごとの額は年度別協定により定める）

令和7年度の指定管理料 135,570,000円

第6 監査の結果

廿日市市の財政援助に係るもの、出資に係るもの及び公の施設の管理に係るものの出納その他の事務の執行については、「第4 監査の目的・方法」のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていた。

また、公表までに至らなかった軽易な事項については、監査の過程において口頭及び文書で改善指導を行った。